

「武家の古都・鎌倉」世界遺産登録に向けた取り組みについて

1 世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）

(1) 条約の目的

文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することが重要であるとの観点から、国際的な協力及び援助の体制を確立すること。

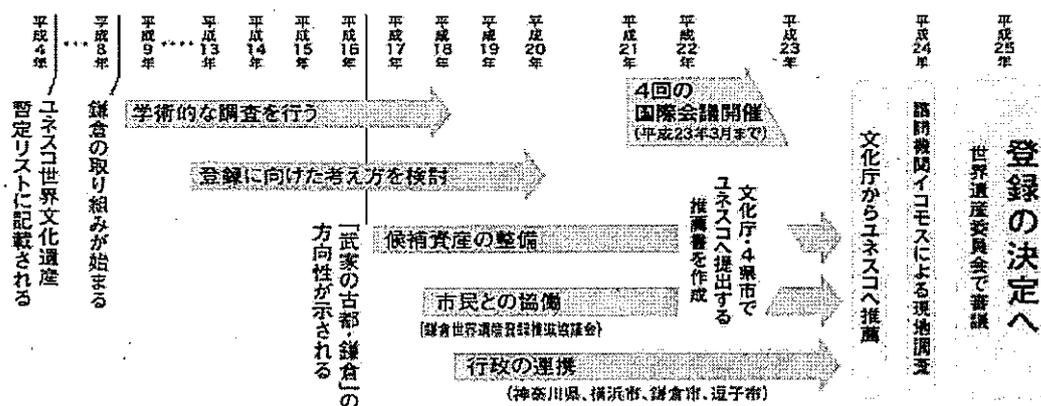
(2) 経緯

- 昭和 47 年 第 17 回ユネスコ総会において採択
- 昭和 50 年 条約発効
- 平成 4 年 我が国において条約締結のための国会承認及び条約発効
- 平成 23 年 11 月現在 締約国数 188 カ国

2 世界遺産登録へ向けた今後のスケジュール

- ・平成 24 年 9 月 24 日（月）から 27 日（木） 国際記念物遺跡会議（イコモス）による現地調査
  - ・平成 25 年 5 月頃 イコモスが評価結果をユネスコ世界遺産委員会に勧告
  - ・平成 25 年 6 月頃 ユネスコ世界遺産委員会が登録の可否を決定
- 《「世界文化遺産候補『武家の古都・鎌倉』にかかるイコモスの現地調査について」  
（平成 24 年 8 月 20 日文化庁報道発表資料より抜粋）

これまでの取組みと今後の予定



(出典:「武家の古都 鎌倉」 鎌倉市世界遺産登録推進担当)

【裏面あり】

### 3 これまでの取組

#### (1)世界遺産登録を契機とした観光振興に関する懇談会の実施（平成23年度）

ア 有識者懇談会【計3回 11月、12月、3月】

イ モニターツアーの実施【計2回 12月】

ウ 来訪者アンケートの実施【計4日間 11月】

エ 懇談会でのまとめ

- ① 武家の古都鎌倉の世界遺産の登録は、本市の観光・MICE施策推進に向けて、大きな魅力であることから活用を検討することが望まれる。
- ② 金沢区内に所在する二箇所の世界遺産構成資産の活用については、ハード面・ソフト面にさまざまな課題があるが、観光資源として活用するためには、地域が主体となった環境整備等の調整が必要。

#### (2)近隣都市等の観光部署との連携

（公財）横浜観光コンベンション・ビューローと一体となって、神奈川県や鎌倉市などの関連自治体の観光部署や民間事業者と情報共有や連携を進めています。

#### (3)市内のホテルなど経済界の状況

主要なホテルや横浜商工会議所などへ世界遺産登録に向けたスケジュールや行政の取組などを説明し、オール横浜で宿泊客を受け入れるための準備を進めています。

#### (4)世界遺産登録準備関係課長会の開催（事務局：教育委員会事務局）

世界遺産登録に向け、庁内関係課長会を設置し、情報共有をはじめ、登録に向けた課題やその対応などを協議しています。

### 4 今後の取組

(1)世界遺産登録は、広域からの多様な形態・目的による観光客の宿泊が望めるため、横浜を宿泊地とした鎌倉へのツアー造成やプロモーションを行い、横浜の宿泊客の増加につなげます。

(2)24年度は、羽田空港を起点に、リムジンバスを活用した横浜・鎌倉との観光アクセス実験事業の実施を行います。